

略語一覧表

本判決における主な略称は、以下のとおりである。

1 本件被災者

本件訴訟において、北海道に在住し、建設作業に従事した際に、石綿含有建材を加工・使用し、又は他の建設作業員が石綿含有建材を加工・使用する現場に居合わせるなどして石綿粉じんにはく露し、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患を発症したと主張されている者（各原告に対応する被災者について、原告番号を付して「被災者 1」などと略記することがある。各原告と被災者との対応関係については後出の別紙 8 ないし 11 を参照。）。

2 国交省データベース

国土交通省及び経済産業省が作成し、インターネット上で公開している石綿（アスベスト）含有建材データベース（甲 A 1 0 3 0 参照）。

甲 C 2 9 号証の 1 ないし 2 1 5 3 は平成 2 5 年 2 月版であり、その後、適宜改訂・修正されている。甲 C 1 0 0 1 号証の 1 ないし 3 2 は、平成 2 6 年 2 月版の国交省データベースのうち、「石綿（アスベスト）含有建材の特徴」である。

3 建材現場到達事実

特定の建材メーカーの製造・販売した石綿含有建材が特定の建設作業従事者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していた事実。

4 屋内建設現場

屋根を有し周囲の半分以上が外壁に囲まれ屋内作業場と評価し得る建設現場の内部。

5 屋外建設作業

屋外の建設現場における石綿含有建材の切断、設置等の作業。

6 屋外建材

外装材、外壁材又は屋根材として分類される住宅屋根用化粧スレート、サイディング、スレート波板等、屋外において使用することが予定されている建材。

7 二次的加工

石綿含有建材が一旦使用された後、電気配線工事や配管工事の際、配線や配管のために穴を開けたり吹付材を剥がしたりするなどの後続作業。

8 原因建材

本件被災者の就労態様等から、含有する石綿に相当程度ばく露した可能性が高く、本件被災者が石綿関連疾患に罹患する原因となった可能性がある石綿含有建材。

9 シェア

建材の市場占有率。

10 主要原因建材

原因建材のうち本件被災者への到達可能性が高いと考えられる建材。

11 職歴①等

後出の別紙 8「職歴一覧」に記載された被災者の職歴のうち、左端の「番号」欄の番号で各職歴を特定したもの。

12 主要原因企業

本件被災者との関係で主要原因建材となる製品を製造・販売した企業。

13 責任期間

本件被災者との関係で被告らが責任を負う可能性のある期間（昭和49年1月1日から最も遅くとも平成18年8月31日まで）。

14 有責期間

本件被災者との関係で被告らが責任を負う期間。

15 吹付け材

セメント等と水を混合し、直接吹き付けて使用する建材。石綿含有吹付け材は、主に耐火被覆目的で鉄骨に吹き付けられた（鉄骨耐火被覆材）。

16 吹付けロックウール

石綿含有吹付けロックウール②と湿式石綿含有吹付け材③の総称。

17 石綿スレートボード、石綿スレートボード⑮～⑲

石綿含有スレートボード・フレキシブル板⑮、同・平板⑯、同・軟質板⑰、同・軟質フレキシブル板⑱及び同・その他⑲の総称。

18 石綿含有サイディング

石綿含有窯業系サイディング⑳及び石綿含有建材複合金属系サイディング㉑の総称。

19 石綿スレート波板、石綿スレート波板㉓～㉕

別紙 4

石綿含有スレート波板・大波⑳、石綿含有スレート波板・小波㉑及び石綿含有スレート波板・その他㉒の総称。

以上